

秋田地方最低賃金審議会

令和6年度第2回 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金 専門部会議事要旨

1 日 時 令和6年10月2日(水) 9:57~11:50

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者 公益委員 2名

労働者側委員 3名

使用者側委員 2名

4 議 題

- (1) 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定に関する参考人意見書について
- (2) 秋田県自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定に当たっての基本的な考え方と金額審議について
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局より配付資料、労働者側参考人及び使用者側参考人から提出のあった意見書について説明がなされた。
- (2) 労働者側代表委員及び使用者側代表委員から基本的な考え方が述べられ、引き上げ金額の提示がなされた。

<労働者側委員基本的な考え方と提示金額>

特定最低賃金は関係労使のイニシアティブにより設定するという最低賃金法の趣旨からも、自動車産業における個別労使の交渉結果として締結された「企業内最低賃金協定」はより尊重されるべきである。秋田県内においては少子高齢化が特化しており、労働力不足の懸念からあらゆる産業を巻き込んだ人材獲得は激化している。大きな変化が起きている中で、政府が主導するさまざまな政策に加え、各企業それぞれの施策や努力によって業績を維持できているのは、そこに働く「人」であり、自動車産業が将来にわたって成長し発展し続けていくためには多様な人材が集まり、将来を見据えた「人への投資」が必要ではないかと考え、特定最低賃金の優位性を現状以上に確保するという考えから、引き上げ額72円、時間額1,010円を提示する。

<使用者側委員基本的な考え方と提示金額>

2024年上期の県内新車販売台数は、昨年末からメーカーによる承認不正や人気車種の長納期化などの影響もあり、登録車が前年同期比でマイナスとなり2年ぶりに前年実績を下回った。今後は不正対象車種の出荷再開や納期改善などの好材料も見込まれることから、決算商戦の盛り上げなどを通じて下期以降の反転攻勢に期待している。既に秋田地方最低賃金審議会の答申も出されているが、結審にあたっては最低賃金の決定基準となる3要素を精緻に議論するのが本来の審議の在り方であるが、官製賃上げとなっており、中小事業者の厳しい経営状況や賃上げに伴う事業継続への懸念に配慮を求めた使用者側の意見が反

映されていない。生産性向上を上回るペースで最賃が上がれば雇用減など地域経済へ悪影響を及ぼしかねない。一方、中小事業者の深刻な人手不足や消費者物価指数の上昇への対応も勘案すべきであり、引き上げ額 30 円、時間額 968 円を提示する。

- (3) 金額審議は、個別協議（公労会議、公使会議）を行ったが、合意には至らず次回継続審議とした。
- (4) 事務局から次回第 3 回専門部会を 10 月 11 日（金）10 時から開催する旨説明がなされた。